

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県牛久市刈谷町四丁目一九六番地
二、最後の住所茨城県牛久市刈谷町四丁目一
九六番地の二 被相続人 亡 井木澤章元
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年五月二十七日

茨城県牛久市中央一丁目五二エリートビ
ル〇〇二 はすの葉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 亀田 道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市岩舟町静六〇八番地、最後
の住所本籍に同じ 被相続人 亡 渡邊 由陽
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年五月二十七日

栃木県小山市神鳥谷五丁目一七番七号弁護
士法人ひとこのや法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩間 光朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山二丁目一八番、最後の
住所東京都港区赤坂七丁目一〇番六四〇一
号 被相続人 亡 緒方 政則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月三
十一日までに請求の申出をして下さい。右期間
内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都中央区銀座六丁目四番一号東海堂銀
座ビル七階 銀座数寄屋通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 深井 麻里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区高砂二丁目一〇一八番地、
最後の住所東京都葛飾区高砂二丁目二番七
号 被相続人 亡 澁谷 玉枝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二
十八日までに請求の申出をして下さい。右期間
内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都中央区銀座六丁目四番一号東海堂銀
座ビル七階 銀座数寄屋通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 深井 麻里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区高砂二丁目一〇一八番地、
最後の住所東京都葛飾区高砂二丁目二番七
号 被相続人 亡 澁谷 玉枝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二
十八日までに請求の申出をして下さい。右期間
内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都港区西新橋一〇一三虎ノ門法律曹
ビル三〇二グロブ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 犀川 治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区大塚二丁目二九番地、最後
の住所東京都江東区南砂二丁目三番六二一
号 被相続人 亡 丸山 弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月三
十一日までに請求の申出をして下さい。右期間
内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十七日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一
号丸の内パークビルディング 森・濱田松
本法律事務所外国法共同事業
相続財産清算人 弁護士 梅本 麻衣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区南台二丁目五二番地、最後
の住所ベトナム以下不詳 被相続人 亡 向田 茂
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二
十八日までに請求の申出をして下さい。右期間
内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国
生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共
同事業
相続財産清算人 弁護士 柿原 達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川五丁目四一番地一
号、最後の住所東京都文京区小石川五丁目一
八番九一四〇一号 被相続人 亡 花田 邑子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二
十八日までに請求の申出をして下さい。右期間
内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一二号日本
ガス協会ビル五階LM虎ノ門南法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高木 洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字間脇一四九一番地、
最後の住所新潟県糸魚川市大字梶屋敷九一五
番地 クレイドルやけやま 被相続人 亡 本間 孝幸

令和八年五月二十七日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一二号日本
ガス協会ビル五階LM虎ノ門南法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高木 洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字間脇一四九一番地、
最後の住所新潟県糸魚川市大字梶屋敷九一五
番地 クレイドルやけやま 被相続人 亡 本間 孝幸

令和八年五月二十七日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一二号日本
ガス協会ビル五階LM虎ノ門南法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高木 洋平

本籍新潟県糸魚川市大字間脇一四九一番地、
最後の住所新潟県糸魚川市大字梶屋敷九一五
番地 クレイドルやけやま 被相続人 亡 本間 孝幸

令和八年五月二十七日

新潟県上越市鴨島一丁目三番四八号
ニユーサンテオフィス 2F
相続財産清算人 弁護士 船崎 昌幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡入善町小杉三八八番地、
最後の住所富山県黒部市荒俣九九七番地 笑
福学園 被相続人 亡 西島 忠雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年五月二十七日

富山県魚津市吉島二四〇〇番地七
相続財産清算人 松倉 良知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市芥見町屋二丁目一一番地、
最後の住所岐阜県岐阜市福光南町一番三一四
〇四号アメニティ福光 被相続人 亡 後藤とし子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二
十八日までに請求の申出をして下さい。右期間
内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十七日

事務所岐阜県岐阜市長住町五一四一三ラ・
アリスビル三B号室 相続財産清算人 弁護士 後藤 晶
本籍静岡県浜松市浜名区細江町気賀八八七番
地二、最後の住所静岡県浜松市浜名区細江町
中川七二二番地の一七八七 被相続人 亡 山田しず子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年五月二十七日

静岡県浜松市中央区中央一丁目二番一号
イーステージ浜松オフィス三階 弁護士法
人リコネスト法律事務所
相続財産清算人 弁護士 守田 佑介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市辻原町八一四番地、最後
の住所本籍に同じ 被相続人 亡 深田 ひで
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年五月二十七日

三重県津市西丸之内三五番一二号 坪井・
中西法律事務所
相続財産清算人 弁護士 若林 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区梅小路東中町八三番
地 最後の住所滋賀県草津市木川町三三六番
地一八 被相続人 亡 栗藏一郎衛門喜久
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二
十八日までに請求の申出をして下さい。右期間内
にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十七日

滋賀県大津市馬場二丁目一〇一六 ZE
Z E駅前キューズビル三階A号室 ぜぜ駅
前法律事務所
相続財産清算人 弁護士 富塚 浩之

令和八年五月二十七日

令和八年五月二十七日

令和八年五月二十七日

第4期決算公告

令和8年5月27日

東京都港区麻布台三丁目4番23号

麻布台Nハウス3階

Park Square Capital Japan株式会社

代表取締役

アンドリュー・ジョン・ハイウッド

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産の部	流動資産	72,650
	固定資産	1,107
	資産合計	73,757
負債及び純資産の部	流動負債	54,446
	固定負債	—
	負債合計	54,446
	純資産	19,311
	資本剰余金	10
	利益剰余金	19,301
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	19,301
負債・純資産合計		73,757